

## 「あうわ」視覚障害者の働くを考える会 運営規約

### 第1条(会の目的)

この会は、視覚障害者が就労の際の助けとなることを目的とする団体である。  
又、活動を進めていくなかで培われた繋がりが、社会全体に優しく拡がることをめざして活動している。

### 第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。  
「あうわ」視覚障害者の働くを考える会

### 第3条(事務局所在地)

この会の事務局を次の所在地に置く。  
石川県金沢市京町20-60 朝日プラザ浅野川501

### 第4条(会員)

この会の趣旨に賛同し、共に活動する意思があることを参加の条件とする。  
その場合、年会費を1000円としボランティア保険に加入して活動することとする。

### 第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表	1名	会計	1名
副代表	若干名	会計監査	1名
事務局長	1名		

### 第6条(役員任期)

役員任期を2年とするが、再任は妨げない。

### 第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは、その職務を代行する。

### 第8条(運営及び総会)

- 1 おおむね月1回の定例会を開催する。重要事項については、会員による会議を行い、円滑な業務遂行に努めるものとする。議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 2 この会の通常総会は年1回とする。ただし代表が必要と認めるときはこの限りではない。
- 3 緊急又は、臨時的に必要とする事項については役員会で処理することができる。

### 第9条(事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

### 第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

### 附則

この規約は、2017年9月28日から適用する。  
2018年4月24日 一部改正。  
2019年6月4日 一部改正。